

【資料3】

鹿児島県内水面
漁場管理委員会資料
令和8年2月13日

【議題3】

鹿児島県内水面漁場管理委員会告示の読点の表記
を改める告示の制定について（協議）

「鹿児島県内水面漁場管理委員会告示の読点の表記を改める告示」
の制定について

令和8年2月 鹿児島県内水面漁場管理委員会

1 制定の理由

本県公文書の読点の表記を「,」から「、」に変更することに伴い、鹿児島県内水面漁場管理委員会告示の読点についても同様に、「、」を導入する。

導入に当たって、公文書の読点の表記を変更した日以後に新たに制定する告示等については、制定時に読点を「、」と表記することで足りるが、公文書の読点の表記を変更する日以前に制定した既存の告示については、読点の表記を変更しなければ「,」のままとなってしまうことから、標記告示を制定し、読点の一括改正を行う。

2 制定の内容

この告示の施行の際現に制定されている鹿児島県内水面漁場管理委員会告示において読点として表記する「,」を「、」に改める。

3 施行期日

令和8年4月1日

4 経過措置

不要

5 その他

鹿児島県内水面漁場管理委員会指示については、令和8年4月1日以降に行う指示から、読点の表記を「、」とする。

(参考)

対象となる鹿児島県内水面漁場管理委員会告示は以下のとおり。

- ・鹿児島県内水面漁場管理委員会事務規程
- ・鹿児島県内水面漁場管理委員会意見の聴取に関する手続規程
- ・鹿児島県内水面漁場管理委員会公聴会に関する手続規程
- ・鹿児島県内水面漁場管理委員会公文書管理規程

